

措置状況報告票（政策レビュー）

| テーマ名 | ダム事業 - 地域に与える様々な効果と影響の検証 - | 担当部局 | 河川局 |
|--|--|------|-----|
| 評価結果 | 措置状況 | | |
| <p>・治水の段階的な目標に対して、最大の効果を発揮する効率的な操作ルールの設定や既存ダム群の機能の最適化を図る容量再編等、既存施設の徹底した活用。</p> | <p>・措置済み 利根川水系等において、ダム群連携事業、ダム群再編事業に着手済み。鬼怒川上流ダム群連携事業を実施中。筑後川水系ダム群連携事業、利根川上流ダム群再編事業の実施計画調査を実施中。</p> <p>・検討中 他の水系においても検討中。</p> | | |
| <p>・少雨化傾向に対応した利水安全度と費用負担のあり方について検討。</p> | <p>・措置済み 学識経験者から構成される水マネジメント懇談会を設置・開催し、確保すべき利水安全度に着目したダム貯水池の運用・管理方法及び渇水時における各利水者の投資に見合ったダム貯水池の運用・管理方法等の検討に着手済み。</p> | | |
| <p>・地球温暖化等による気象、降雨特性の変化が治水・利水に与える影響の把握に向けての取り組み。</p> | <p>・措置予定 これまで収集整理した資料を活用するとともに、学識者等で構成する検討会を設置し、気象、降雨特性の変化が治水・利水に与える影響について検討を行う予定。</p> | | |
| <p>・フォローアップ制度の成果を活用し、環境への影響の予測・評価手法、環境保全措置等のノウハウ、データを集約、共有し、フィードバックする仕組みを構築。</p> | <p>・措置済み 「ダム等の管理に係るフォローアップ制度」を試行から本格的実施に改めるとともに、環境面を含む評価の内容の充実を図った。</p> <p>・措置予定 同フォローアップ制度における年次報告、定期報告（五年ごと）の内容の充実を図る予定。</p> | | |
| <p>・河川整備計画を策定する段階において、環境面の分析結果や環境への配慮を計画に反映。</p> | <p>・措置済み 河川整備計画の策定に際し、動植物の生息・生育環境や水環境への影響等の環境面からの分析を行うよう措置済み。 学識経験者で構成される委員会において、「河川整備計画の計画段階における環境影響の分析手法に関する考え方」について提言を取りまとめていただいた。</p> <p>・措置予定 今後、上記提言に盛り込まれた考え方を適用し、実効性と有効性を検証するとともに、課題を取りまとめ、適宜内容を充実させるなど、河川整備計画策定に際し、広く適用できる考え方の確立を目指す事としている。</p> | | |
| <p>・事業のコスト管理・工程管理の強化、コスト縮減のための技術開発等の推進。</p> | <p>・措置済み 事業のコスト管理・工程管理の強化を着手済み。</p> <p>・措置予定 コスト縮減に関する技術開発等を引き続き実施予定。</p> | | |
| <p>・利水者等の事業からの撤退時における費用負担の明確化の検討。</p> | <p>・措置済み 「独立行政法人水資源機構法」を制定し、同機構が実施するダムに関して、利水者等の事業からの撤退時の費用負担について位置付けたところ。</p> | | |
| <p>・洪水や渇水が国民生活や社会経済活動に及ぼす影響やその深刻さについて、国民が実感できるような情報の提供・共有。</p> | <p>・検討中 洪水や渇水が国民生活や社会経済活動に及ぼす影響やその深刻さについて、国民が実感できるような情報の提供・共有のあり方等について検討中。</p> | | |
| その他特記事項： | | | |

措置状況報告票（政策レビュー）

| | | | |
|--------------------------|-----------------------------|--|-----|
| テーマ名 | 都市圏の交通渋滞対策 - 都市再生のための道路整備 - | 担当部局 | 道路局 |
| 評価結果 | | 措置状況 | |
| ・ 渋滞対策の評価に必要なデータの収集体制の確立 | | ・ 措置予定 プローブカー等を用いた詳細な渋滞状況データをより頻繁に取得する体制を整える。（平成 15 年度中） | |
| ・ 面的な観点からの総合的な渋滞対策の推進 | | ・ 措置済み 警察庁と連携した都市圏交通円滑化総合計画の策定のより一層の推進。平成 14 年度までに 12 都市圏で策定済み。 | |
| その他特記事項： | | | |

措置状況報告票（政策レビュー）

| | | | |
|---|---|------|--------------------|
| テーマ名 | 都心居住の推進 - 良好な居住環境の形成 - | 担当部局 | 住宅局、都市・地域整備局、国土計画局 |
| 評価結果 | 措置状況 | | |
| <p>・容積率の緩和等による都心型住宅供給の誘導措置について、その制度の実施権限を委ねられた地方公共団体における活用の促進を図る。</p> | <p>・一部措置済み 同趣旨を内容に含む都市計画運用指針を各地方公共団体等に通知（15年3月） 都心型住宅供給の誘導措置等を紹介するホームページを立ち上げるにより、地方公共団体等へ各種特例措置を周知（15年度予定）</p> | | |
| <p>・都市基盤整備等を行う都市再生機構を積極的に活用し、民間における住宅供給の潜在能力を十分引き出す。</p> | <p>・措置済み 都市再生に民間を誘導するため、事業施行権限を有する新たな独立行政法人の設置等を内容とする独立行政法人都市再生機構法案を国会に提出し（平成15年2月）成立した（同年6月）</p> | | |
| <p>・都市基盤整備公団及び新設される独立行政法人都市再生機構が行う「民間供給支援型賃貸住宅制度」の推進を図る。</p> | <p>・措置済み 民間供給支援型賃貸住宅制度による敷地公募戸数の拡大（6,100戸分、前年度比+2,100戸分）（平成15年度事業計画）</p> | | |
| <p>・密集市街地において、防災機能の向上等による居住環境の整備を図るための法改正を行う。</p> | <p>・措置済み 防災街区整備事業の創設等を内容とする密集市街地における防災街区の整備の促進に関する法律等の一部を改正する法律案を国会に提出し（平成15年3月）成立した（同年6月）</p> | | |
| <p>・オフィスビル等の転用による住宅供給について、規制面、財政面等からの支援を行う。</p> | <p>・措置済み 住宅の居室に係る床面積に対する窓等の有効面積の算定方法を合理化するため、平成15年国土交通省告示第303号を定めた。（平成15年3月）</p> <p>・措置済み 優良建築物等整備事業や住宅市街地整備総合支援事業において、既存オフィスビル等を市街地住宅に転用する際に必要となる共同施設の整備費を補助対象に追加。（平成15年度予算、住宅市街地総合整備支援事業費補助673億円の内数（国費））</p> <p>・措置済み 既存オフィスビル等をファミリー向け又は高齢者向けの優良賃貸住宅として再生し供給する場合の改良工事費について10%の特別償却を認める再生賃貸住宅供給促進税制を創設。</p> | | |
| <p>その他特記事項：</p> | | | |

措置状況報告票（政策レビュー）

| テーマ名 | 空港整備 - 国内航空ネットワークの充実 - | 担当部局 | 航空局 |
|--|---|------|-----|
| 評価結果 | 措置状況 | | |
| <p>・喫緊の課題として羽田空港の再拡張事業を推進。</p> | <p>・措置予定 平成16年度以降の再拡張事業の着工に備えて、早期かつ円滑な事業実施が行えるよう、着工準備調査として環境影響調査、土質調査等必要な調査を実施予定。</p> | | |
| <p>・今後の一般空港の整備は、従来の量的拡大のための整備から、就航率の向上、利便性の向上等の既存空港の十分な活用を中心とする質的充実に重点を移行。</p> | <p>・措置予定 一般空港については離島を除き新設を抑制すること、また、ターミナル諸施設の利便性の向上、航空機の就航率改善等既存空港の質的向上のための整備を推進することについて、今年度策定する社会資本整備重点計画に明記することを検討。</p> <p>・措置済み 既存空港の質的向上に資する照明施設等を空港の基本施設に位置づけるとともに、地方公共団体が管理する空港において、照明施設等を地方単独事業で整備可能とする空港整備法改正法案を国会に提出し(平成15年2月)、平成15年5月に成立した。</p> | | |
| <p>・一般空港の滑走路新設・延長事業の新規採択については、長期計画における個別選定をとりやめ、国が空港整備の指針を明示し、整備主体において需要や必要性の十分な検証、空港計画の十分な吟味等を行って、真に必要なかつ有用なものに限定して事業化。</p> | <p>・措置予定 今年度策定する社会資本整備重点計画において、長期計画における個別選定をとりやめる予定。</p> <p>・措置済み 学識経験者等からなる研究会を設置し検討を進め、「一般空港の滑走路新設または延長事業に係る整備指針(案)」を策定し(平成15年4月)、平成15年度から試行。</p> | | |
| <p>・透明性向上の観点から、構想・計画段階におけるパブリック・インボルブメント等の手続きをルール化。</p> | <p>・措置済み 一般空港の構想・計画段階におけるパブリック・インボルブメントの手続きをルール化するため、学識経験者等からなる研究会を設置し検討を進め、「一般空港の整備計画に関するパブリック・インボルブメント・ガイドライン(案)」を策定し(平成15年4月)、平成15年度以降新たに検討しようとする案件を対象に試行。</p> | | |
| <p>その他特記事項： ・交通政策審議会航空分科会答申(平成14年12月6日)にも沿った形で措置。</p> | | | |

措置状況報告票（政策レビュー）

| テーマ名 | 国際ハブ港湾のあり方 - グローバル化時代に向けて - | 担当部局 | 港湾局、海事局 |
|---|---|------|---------|
| 評価結果 | 措置状況 | | |
| <p>・コンテナターミナルの経営の大規模化によるコスト競争力の強化</p> | <p>・措置済み スーパー中枢港湾育成（アジアの主要港を凌ぐコスト・サービスレベルの実現を目指し、先導的・実験的に施策を展開する国際海上コンテナ輸送における構造改革モデル港湾）に向けた具体的措置の検討に係る予算を要求し（平成14年8月）、スーパー中枢港湾の指定に向け、基準との適合判定等に必要な経費が認められた（80,312千円）。</p> <p>・措置予定（一部措置済み） 平成15年度末以降、スーパー中枢港湾育成の対象地域の指定を予定。（指定基準の公表と候補の公募（平成14年12月）候補の選定（平成15年3月）については措置済み。）</p> | | |
| <p>・行政手続きのシングルウィンドウ化や民間の持つ港湾サービス情報との連携等、利用者本位のシステムづくり</p> | <p>・措置済み 港湾諸手続きの電子情報処理システム（港湾EDIシステム）の国による管理運営制度を創設するため、港湾法の一部改正法案を国会提出し（平成15年2月）、平成15年5月に成立した。</p> <p>・検討中 物流情報を共有化できる「港湾物流情報プラットフォーム」を構築するため、関係する民間事業者や行政機関と協力し、プラットフォームのグランドデザイン等を検討中。</p> | | |
| <p>・企業が推進するサプライチェーンマネジメント構築の支援に対応するロジスティクスセンター機能等の充実</p> | <p>・措置予定 スーパー中枢港湾の育成対象地域の指定基準として、港湾を核としたロジスティクス機能の拡充を掲げ、スーパー中枢港湾の育成を通じてサプライチェーンマネジメント構築を支援予定。</p> | | |
| <p>その他特記事項：</p> | | | |

措置状況報告票（政策レビュー）

| | | | |
|--|---|------|----------------------------|
| テーマ名 | 総合保養地域の整備 - リゾート法の今日的考察 - | 担当部局 | 都市・地域整備局、 総合政策局、観光部、港湾局 |
| 評価結果 | 措置状況 | | |
| <p>次の内容に関して基本方針及び基本構想の見直しを行う。</p> <p>基本構想の見直し</p> <ul style="list-style-type: none"> ・現時点でのニーズを踏まえて、特定施設・重点整備地区・基本構想自体の廃止や削除も含めた再検討 <p>チェック機能の強化</p> <ul style="list-style-type: none"> ・政策評価の定期的実施 <p>時間管理概念の導入・徹底</p> <ul style="list-style-type: none"> ・整備の工程表の策定 <p>総合保養地域の魅力の向上、地域間交流の促進</p> <ul style="list-style-type: none"> ・地域の独自の魅力の追求、情報流通の円滑化、運営・経営上の工夫、人材の育成、行政、NPO、地域住民、民間事業者の連携の強化、地域間交流の促進 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置予定 <p>評価結果を踏まえて基本方針の見直しを実施する予定（平成 15 年度中）</p> <p>また、円滑な基本構想の見直しが促進されるよう「総合保養地域運用指針」（仮称）を策定する予定（平成 15 年度中）</p> <p>これらを通じて、平成 15 年度以降、各道府県において基本構想の見直しが進められる見込み。（平成 15 年度以降）</p> | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・道府県と国の協議の手續の見直しによる変更に係る協議期間の短縮等、協議に係る事務負担の軽減措置について検討し対応する。 | <ul style="list-style-type: none"> ・措置予定 <p>協議に係る事務負担の軽減措置に関して、変更申請時の書類の簡素化、標準処理期間の設定、事前協議及び正式協議のオンライン化等を行うことについて、主務省（総務省、農林水産省、経済産業省及び国土交通省）及び関係省庁間で結論を得たところ。これらの内容について、各道府県に対し周知する予定（平成 15 年度中）</p> | | |
| その他特記事項： | | | |

措置状況報告票（政策レビュー）

| | | | |
|---|--|------|------------------|
| テーマ名 | 低公害車の開発・普及 - 自動車グリーン化等による取り組み - | 担当部局 | 総合政策局、 自動車交通局 |
| 評価結果 | 措置状況 | | |
| <p>・ 今後は、税制措置の対象を、より環境性能の優れた自動車に重点化する</p> | <p>・ 措置済み 平成15年度税制改正において、ガソリン自動車については、優遇措置の対象を「<input type="text"/>かつ低燃費車」のみに重点化。また、新たに普及が見込まれることとなった環境負荷の小さい自動車（燃料電池自動車、LPG自動車（<input type="text"/>かつ低燃費車）、低PM認定車）についても、税制上の優遇措置の対象に追加。</p> | | |
| <p>・ 使用過程のディーゼル車に起因する環境対策が喫緊に求められていること、CNG自動車などの既に実用段階にある低公害車の短期集中的な導入に取り組むこと、都市部への流入車についても対応が求められていることから、より一層の導入を促進させるため、対象車両及び対象地域等を拡充し、引き続き導入に対する補助制度が必要</p> | <p>・ 措置済み 以下を内容とする予算要求を行った（平成14年8月） 低公害車導入補助については、従来の補助対象車両に低PM認定バス・トラックを追加し、対象地域を全国に拡大。また、ディーゼル微粒子除去措置導入補助については、補助対象事業者を「大型ディーゼル車を保有する者」とし、自動車NOx・PM法対策地域内を走行する車両を補助対象車両とする等拡充。 平成15年度導入予定数は、低公害バス約170台、低公害トラック約1,900台、低PM認定車約650台、ディーゼル微粒子除去措置約29,500基 ・ 上記の予算が認められた。 【平成15年度予算額 6,507百万円(道路特定財源の一部を活用したディーゼル微粒子除去装置装着に対する補助 4,000百万円を含む)】</p> | | |
| <p>・ 燃料電池自動車や大型ディーゼル車から代替可能な次世代低公害車について普及促進に向けた技術基準の整備等が必要</p> <p>・ 燃料電池自動車、次世代低公害車の保安基準等を2004年度末までに整備する。</p> | <p>・ 措置済み 以下の予算要求を行った（平成14年8月） 「燃料電池自動車実用化促進プロジェクト」において、自動車メーカーによる一般的な市販が想定される平成17年度までに、大量生産するために必要となる保安基準の整備を行うため、衝突試験・耐水試験等の各種試験を実施する。 「次世代低公害車開発促進事業」において、平成16年末を目途に、大型ディーゼル車から代替可能な次世代低公害車（ジメチルエーテル自動車等）の試作車を開発し、安全上・環境保全上の技術基準の整備等を行い、早期実用化を促す。 ・ 上記の予算が認められた。 燃料電池自動車実用化促進プロジェクト 【平成15年度予算額 350百万円】 次世代低公害車開発促進事業 【平成15年度予算額 995百万円】</p> | | |
| <p>その他特記事項：</p> | | | |

措置状況報告票（政策レビュー）

| | | | |
|--|--|------|----------------------|
| テーマ名 | 道路交通の安全施策 - 幹線道路の事故多発地点対策及び自動車の安全対策等 - | 担当部局 | 道路局、 自動車交通局、総合政策局 |
| 評価結果 | 措置状況 | | |
| 事故多発地点緊急対策事業 | | | |
| ・事故危険箇所対策の推進 | ・措置予定 特に事故率の高い事故危険箇所の選定作業中 | | |
| ・事故分析を充実するとともに、事故対策のノウハウを蓄積し、今後の対策の検討に活用する仕組みを構築 ・事故対策の事前・事後評価に際し、専門家の知見を活用する仕組みを導入 | ・検討中 学識経験者からなる事故対策評価システムに関するアドバイザー会議（委員長：越正毅東京大学名誉教授）において、事故分析の充実及び事故対策のノウハウの蓄積・活用のあり方等について検討中 | | |
| 事業用自動車の安全対策 | | | |
| （監査） ・監査件数の増加や悪質な事業者を対象とする重点化などを検討することが必要 ・中立性があり、教育を受け質の高い要員を揃えた第三者機関的な組織を設立し、自主的な指導を行わせるなどの方法を考える必要がある | ・措置予定 ITを活用した運送事業に対する監査体制の強化に係る予算要求（16年度要求） 事故情報や過去の監査・処分情報等をデータベース化することにより、安全規制が遵守されていないおそれがあり重点的な監査を行うべき事業者及び監査項目を迅速に抽出できるようにし、安全対策が不十分と考えられる事業者や新規参入事業者等に重点的な監査・処分等を実施し、効果的な安全対策の改善を図る。今後、さらにデータベースを拡充し、関係機関とより一層連携を強化した監査・処分ができるようにする。 | | |
| （指導講習） ・「業態別に特化したきめこまやかな講習」「テーマ別のカリキュラム」「実態に即した指導」等を実施することが有効 | ・検討中 | | |
| （適性診断） ・「診断結果に基づく安全対策の情報の提供」、「事故惹起者に対するきめこまかな診断」、「土曜日、日曜日、祝祭日の診断開催」等を検討 ・職場での活用を促すための情報提供や診断結果の具体的な活用方法の説明などソフト面の充実を図る | ・検討中 | | |
| 車両の安全基準の拡充・強化 | | | |
| ・安全基準の強化・拡充 | ・措置予定 大型トラックへのスピードリミッタ装着義務付け（9月） 歩行者の事故時の頭部保護基準の導入 RV車等の運転視界基準の導入 高齢者に配慮した車両安全対策の推進 | | |
| ・医学的データ等を含めた事故分析の実施 ・より精度の高い事前効果分析手法の開発 | ・検討中 | | |
| ・基準化した車両の構造・装置等について、その効果が充分発揮できるよう、必要に応じシートベルトの着用のような正しい使用方法をソフト面・ハード面から自動車使用者に徹底させる施策の実施 | ・検討中 シートベルト等の車両安全対策の適正な活用の推進 | | |
| その他特記事項： | | | |

措置状況報告票（政策レビュー）

| | | | |
|---------------------|--|------|-----------------|
| テーマ名 | 貨物自動車運送のあり方 - いわゆる物流二法施行後の事業のあり方の検証 - | 担当部局 | 自動車交通局 総合政策局 |
| 評価結果 | 措置状況 | | |
| ・営業区域規制の廃止 | ・措置済み 「鉄道事業法等の一部を改正する法律」(第154回通常国会) により措置(平成15年4月1日施行) | | |
| ・運賃料金事前届出・変更命令制度の廃止 | ・措置済み 「鉄道事業法等の一部を改正する法律」(第154回通常国会) により措置(平成15年4月1日施行) | | |
| ・元請事業者の責任の明確化 | ・措置済み 「鉄道事業法等の一部を改正する法律」(第154回通常国会) により措置(平成15年4月1日施行) | | |
| ・事後チェック体制の強化 | ・措置済み 「鉄道事業法等の一部を改正する法律」(第154回通常国会) による貨物自動車運送適正化事業実施機関の権限強化のほか、 行政処分基準の見直し等を内容とする関係通達の発出、貨物自 動車運送適正化事業実施機関の事業実施体制の見直し等を行っ た(平成15年4月1日より実施) | | |
| その他特記事項： | | | |

措置状況報告票（政策レビュー）

| テーマ名 | 内航海運のあり方 - 内航海運暫定措置事業の今後の進め方 - | | 担当部局 | 海事局 |
|--|---|--|------|-----|
| 評価結果 | 措置状況 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・暫定措置事業について、資金管理計画の導入による事業収支の適正化、建造納付金額の低減の継続を通じて着実に実施する | <ul style="list-style-type: none"> ・措置済み 資金管理計画の導入により、事業収支の適正化を図るとともに（平成14年2月）、平成14年11月には、平成15年度以降3年間の建造等納付金単価の引き下げを決定した。 | | | |
| <ul style="list-style-type: none"> ・次世代内航海運ビジョンに盛り込まれた事業規制の見直しをはじめとする諸施策の具体化を図る | <ul style="list-style-type: none"> ・検討中 次世代内航海運ビジョンの具体化を図るため、14年5月に「内航海運制度検討会」を設置し、最高限度量の設定、標準運賃・貸渡料の設定といった需給調整的な事業規制の見直し、参入規制の緩和等の具体的制度設計について検討しており、今夏を目途に取りまとめを行う予定。 | | | |
| <p>その他特記事項：</p> | | | | |

措置状況報告標（政策レビュー）

| | | | |
|----------------------|-----------------------------------|---|-----|
| テーマ名 | 河川環境改善のための水利調整 - 取水による水無川の改善 - | 担当部局 | 河川局 |
| 評価結果 | | 措置状況 | |
| ・無水区間解消の促進 | | <ul style="list-style-type: none"> ・措置予定 発電ガイドライン該当発電所以外の発電所においても、地域自治体と発電事業者の合意により河川維持流量の放流に関する要望がある場合等においては、できるだけ、協議会の設置などにより検討が行われ、河川維持流量の放流について発電事業者の理解と協力が得られるよう努めていく。 | |
| ・流況の改善を目指した放流パターンの検討 | | <ul style="list-style-type: none"> ・措置済み これまでもモデル的にフラッシュ放流の手法について学識経験者からなる研究会において検討しているところである。 <ul style="list-style-type: none"> ・措置予定 可能であれば、季節により放流量を増減させたり、フラッシュ放流を実施したりする等の放流方法についての検討にも努めていく。 | |
| ・事前調査の実施 | | <ul style="list-style-type: none"> ・措置予定 モデル的に事前調査を行うことを考えている。 | |
| その他特記事項： | | | |